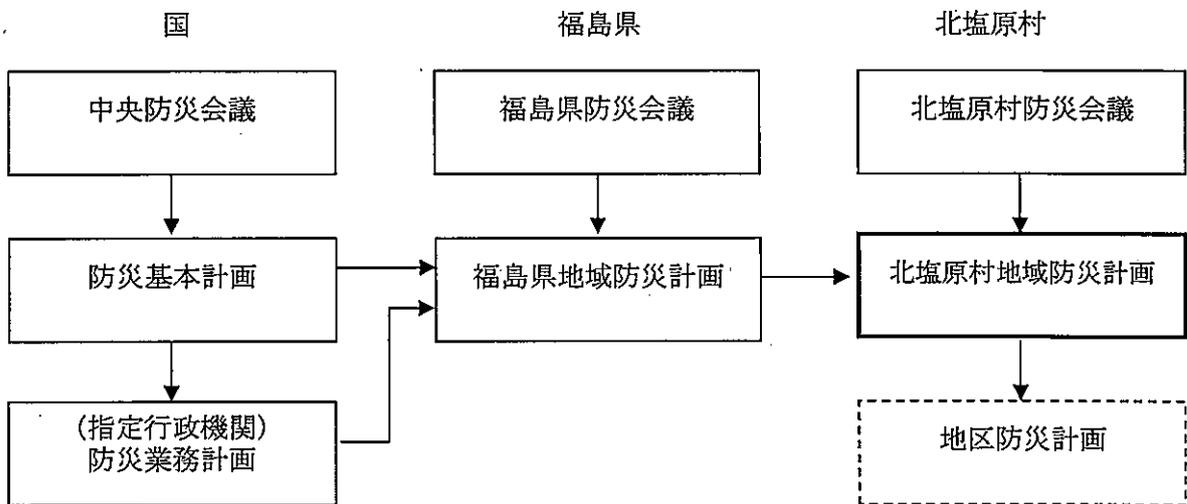


# 北塩原村地域防災計画修正の概要

## 1 北塩原村地域防災計画について

北塩原村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、北塩原村防災会議が作成する計画であって、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

### 国、県、村における防災会議と防災計画の位置づけ



## 2 計画修正の背景及び必要性

現行の北塩原村地域防災計画は、平成 28 年 3 月に策定、令和 2 年 3 月に見直しました。

その後も国では、大規模災害の発生などを受け、災害対策基本法をはじめ各種防災関連法令の改正を行うとともに、防災基本計画を改定したほか、県においても防災に係る課題と対策を検討し、福島県地域防災計画の見直しを行っています。

このような状況を受け、本村においても、あらためて住民が安心安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、地域防災計画の見直しを行うものです。

## 3 計画の全体構成

災害対応は国や福島県と連携して行うこととなるため、全体の構成は福島県地域防災計画と整合性のとれた計画とすることを優先し、その内容・構成を考慮した上で、次のとおりとします。

| 構成       | 内容  |
|----------|---|
| 第 1 章 総則 | 計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものであり、また、防災関係機関の実施責任と事務又は業務の大綱、住民の責務について述べたものである。 |

| 構 成           | 内 容   |
|---------------|---|
| 第2章 災害予防計画    | <p>村防災計画の災害予防計画の基本として位置づけ、災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるための諸施設の整備や、災害が発生した場合の応急対策を、迅速かつ的確に実施する防災体制の整備、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたものである。</p> <p>(風水害・土砂災害、雪害、火災等の予防対策等を明記)</p> |
| 第3章 災害応急対策計画  | <p>村防災計画の災害応急対策計画の基本として位置づけ、風水害等における応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、村及び関係機関が行うべき応急対策について定めたものである。</p> <p>(災害対策本部の組織編成、災害対策本部の事務分掌、関係情報伝達系統、水害・土砂災害、雪害等の応急対策について)</p>                           |
| 第4章 災害復旧計画    | <p>住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組及び復興に係る基本方針等について定めたものである。</p> <p>(災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画について、激甚災害の指定、義援金、公営住宅の一時使用、職業あっせん、災害弔慰金、被災者への融資について)</p>  |
| 第5章 震災対策計画    | <p>地震が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害の予防、初期措置等を円滑に実施し、被害を最小限にとどめることを目的として定めたものである。</p> <p>(震災時における活動目標、地震災害の各種予防対策、応急活動体制、地震情報等の伝達系統について)</p>  |
| 第6章 火山災害対策計画  | <p>火山に異常が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害の予防、初期措置等を円滑に実施し、被害を最小限にとどめることを目的として定めたものである。</p> <p>(磐梯山火山防災協議会、火山噴火緊急減災対策、吾妻山・磐梯山の情報連絡系統、火山災害応急活動体制、吾妻山・磐梯山の噴火警戒レベル表、吾妻山・磐梯山に係る噴火警報等の伝達系統について)</p>           |
| 第7章 原子力災害対策計画 | <p>東日本大震災での津波災害に起因した原子力発電所での大規模事故の状況を踏まえ、原子力災害の発生に伴う住民等への情報の伝達、避難者等の受入れなど必要な対策について定めたものである。</p> <p>(重点区域の設定範囲、通報連絡系統、情報連絡系統図、原子力災害中長期対策について)</p>  |
| 資料編           | <p>上記各計画に関連する資料を資料編として取りまとめたものである。</p> <p>(豪雪対策本部設置要綱、時系列行動計画、職員配備編成計画、防災関係機関名簿、災害応援協定等、自主防災組織等、消防組織の現況、避難施設一覧について)</p>   |

## 4 修正箇所

災害対策基本法等関係法令の改正や福島県地域防災計画との整合性などを図るため、次のとおり修正を行いました。

主な修正点としては、避難情報の見直しによる修正や役場の組織変更に伴う事務分掌の見直しとなります。

| 修正箇所   | 修正内容  | 修正理由   |
|--|---|--|
| 第1章第3節<br>第1村の概況<br><br>(P8)                 | 「2 社会的条件 (1)人口」について、最新の人口に修正。                                       | 人口のデータが令和2年3月時点のものだったため、最新の人口に修正した。  |
| 第1章第3節<br>第1村の概況<br><br>(P9)                 | 「2 社会的条件 (2)交通」について、コミュニティバスの文言を追加。                                 | 村内の交通手段として、生活路線バスのほかコミュニティバスが運行していることから、コミュニティバスの文言を追加した。  |
| 第1章第3節<br>第2社会的災害要因の変化<br><br>(P9)           | 「1 高齢化の進行、地域間の人口分布の変化等」について、令和2年国勢調査に基づく数値に修正。                      | 人口の年齢構成比について、平成27年の国勢調査に基づく数値を使用していたため、令和2年国勢調査に基づく数値に修正した。                                      |
| 第1章第3節<br>第2社会的災害要因の変化<br><br>(P10)          | 「4 防災力の維持」について追加。   | 人口減少や高齢化の進行に伴う地域防災力の低下に対し、村外に住む関係者(村出身者や村のファン)のサポートについて言及。防災関係人口を創出するための取り組みを新たに記載した。            |
| 第1章第5節<br>第2防災関係機関の事務又は業務の大綱<br><br>(P16~19) | 「5 指定公共機関」「6 指定地方公共機関」について、機関の追加や削除、社名を修正。また、「8 協定締結自治体・団体等」について追加。 | 指定公共機関の一部に社名変更があったことから修正したほか、指定地方公共機関について、福島県の指定状況に基づき修正を行った。また、村と災害時の協定を締結している自治体等についても新たに記載した。 |



| 修正箇所  | 修正内容  | 修正理由  |
|---|---|---|
| <p>第2章第3節<br/>第2土砂災害予防対策等</p> <p>(P33,47,48 ほか)</p>         | <p>災害対策基本法の改正で、避難勧告・指示の一本化など避難情報が見直されたため修正。</p>                                       | <p>住民が災害発生時に取るべき行動をより明確にするため、避難勧告・避難指示の「避難指示」への一本化など、避難情報の見直しが図れた。新しい避難情報は、災害の危険度に応じて5段階の警戒レベルで示され、それぞれのレベルで求められる行動が明確化された。</p> <p>具体的には警戒レベル3で「高齢者等避難」、警戒レベル4で「避難指示」、警戒レベル5で「緊急安全確保」を発令する。</p> <p>これらの新たな避難情報について、該当箇所を修正した。</p> |
| <p>第2章第3節<br/>第2土砂災害予防対策</p> <p>(P33)</p>                   | <p>「2 土砂災害危険、土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進(5)要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制の整備」について、該当施設なしの文言を削除。</p> | <p>防災上の配慮を要する者が利用する施設(社会福祉施設や学校、医療施設など)について、当村は土砂災害警戒区域内に該当施設はなしとしていたが、令和3年度に北塩原村立第一中学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されたことから、該当施設なしの文言を削除した。</p>  |
| <p>第2章第8節<br/>第5平時からの自分の行動を考える「マイ避難」の取組の推進</p> <p>(P53)</p> | <p>「マイ避難」に関する事項を追加。</p>   | <p>県が推進している「マイ避難」の取組について追加した。村民が平時から自分の避難行動を考えることで、迅速な避難を促していく。</p>   |
| <p>第2章第11節<br/>第1住民に対する防災教育</p> <p>(P59)</p>                | <p>「1 防災知識の普及・啓発」について、予防運動に「火山防災の日」を追加。</p>   | <p>国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、活動火山対策特別措置法の一部改正により、8月26日が「火山防災の日」と制定されたことから、防災知識の普及・啓発内容に防災の日を追加した。</p>   |

| 修正箇所                                     | 修正内容  | 修正理由   |
|--|---|--|
| 第2章第13節<br>第1避難行動要支援者に対する対策<br><br>(P66) | 「1 避難行動要支援者名簿の作成」について、個別避難計画に関する文言を追加。                        | 災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村による個別避難計画(避難行動要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画)の策定が努力義務とされたことから、個別避難計画に関する文言を追加した。 |
| 第3章第2節<br>第1気象通報等の伝達<br>(P95)            | 「1 定義及び種類(2)種類 ウ 注意報」の(注1)について、気象現象に関する文言を修正。                 | 気象業務法施行令の改正により「地面現象特別警報」が「土砂崩れ特別警報」という名称に変更されたことから、修正した。   |
| 第3章第2節<br>第1気象通報等の伝達<br>(P96)            | 「1 定義及び種類(2)種類 オ その他」のスマッグ気象情報について削除。                         | 気象庁ではスマッグ気象情報の発表を令和7年1月31日に終了したため、該当箇所を削除した。   |
| 第3章第2節<br>第1気象通報等の伝達<br>(P96~98)         | 「2 気象通報等の発表基準等」の警報及び注意報の発表基準について、福島地方気象台の警報・注意報発表基準一覧表に合わせ修正。 | 福島地方気象台が定める北塩原村の警報・注意報発表基準一覧表に基づき、基準となる項目や基準値等を修正した。   |
| 第3章第2節<br>第1気象通報等の伝達<br>(P99)            | 「2 気象通報等の発表基準等 エ 土砂災害警戒情報」について、数値を修正。                         | 土壌雨量指数の計算を行う領域(メッシュ)を、令和元年6月に5kmメッシュから1kmメッシュに高解像度化したため、メッシュ数値を修正した。   |
| 第3章第2節<br>第1気象通報等の伝達<br>(P100)           | 気象通報等の伝達系統について、気象庁の箇所を修正。                                     | 福島地方気象台の意見により修正しました。   |
| 第3章第5節<br>第1住民等に対する広報<br>(P121)          | 「3 広報の方法」について、役場本庁舎Wi-Fiの利用制限の解放について文言を追加。                    | 役場本庁舎に整備したWi-Fi(職員業務用)について、災害時等は一般解放を行うことから文言を追加した。  |

| 修正箇所                                       | 修正内容   | 修正理由   |
|--|--|--|
| 第3章第6節<br>第1 災害救助法の適用基準等<br><br>(P124)     | 「3 適用基準」の災害救助法が適用となる住家滅失世帯の数について、災害救助法施行令に基づき修正。     | 災害救助法が適用となる福島県内の住家滅失世帯数が現行の基準に合致していなかったことから、災害救助法施行令で定めた数値に基づき修正した。  |
| 第3章第9節<br>第1 避難勧告等の実施<br><br>(P135,136)    | 「1 避難の実施機関」の実施責任者や措置等をまとめた表について、福島県地域防災計画の記載に合わせて修正。 | 災害対策基本法の改正に伴う避難情報の見直しにより福島県地域防災計画において避難区分ごとの実施責任者や措置等について見直されたことから、同計画に合わせて修正した。                           |
| 第3章第25節<br>第2 土砂災害応急対策<br><br>(P197,198)   | 「1 土砂災害警戒情報」の中の避難情報について、避難指示に文言を修正。                  | 土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報のため、避難情報をすべて避難指示に修正した。  |
| 第5章第1節<br>第2 福島県における地震発生特性<br><br>(P225)   | 「1 直下の地震」について、会津東縁部の活断層について追記。                       | 福島県地域防災計画の記載内容に合わせて、会津東縁部の活断層に関する文言を追加した。  |
| 第5章第1節<br>第3 地震被害の想定<br><br>(P226～232)     | 「第3 地震被害の想定」について、県の地震・津波被害調査の結果を反映させたため大幅に修正。        | 福島県では、令和元年度から4ヶ年にわたり新たな地震・津波被害調査を実施した。福島県地域防災計画は、本調査の結果を反映した内容となっていることから、当村の地域防災計画についても本調査の結果を反映したものに修正した。 |
| 第5章第3節<br>第2 地震災害情報の収集伝達<br><br>(P248,249) | 「1 気象庁の地震情報」について、発表基準等を修正・追加。                        | 地震情報の発表基準等について、気象庁の最新の情報に合わせて修正した。また、長周期地震動に関する観測情報について追加した。   |
| 第5章第3節<br>第2 地震災害情報の収集伝達<br><br>(P251)     | 地震情報等の伝達系統について、気象庁の箇所を修正。                            | 福島地方気象台の意見により修正しました。   |

| 修正箇所                                     | 修正内容  | 修正理由  |
|--|---|---|
| 第6章第2節<br>第1火山防災対策<br>の推進<br>(P265)      | 「2 避難計画等の策定」について、(1)の文言を修正。                           | 福島地方気象台の助言により「発令」を「発表」に修正した。  |
| 第6章第2節<br>第1火山防災対策<br>の推進<br>(P267,P281) | 「6 企業防災の促進」の避難促進施設について、スキー場の名称を修正。                    | 村防災計画に定められた避難促進施設の「星野リゾート猫魔スキー場」について、名称が「星野リゾート ネコマ マウンテン」に変更となったことから修正した。                                      |
| 第6章第2節<br>第1火山防災対策<br>の推進<br>(P267)      | 「9 観光客の安全対策」「10 退避壕（シェルター）等の整備」を追加。                   | 年間200万人以上が訪れる裏磐梯地区における観光客の安全対策について追記した。また、吾妻山、磐梯山、安達太良山の各火山防災協議会において、登山客の緊急避難対策としてシェルター等の整備を検討していることから、新たに追加した。 |
| 第6章第3節<br>第2噴火警報等の<br>伝達<br>(P271)       | 「1 噴火警報等の種類」の各項目について、文言を修正。                           | 福島地方気象台の助言により、各項目の文言を削除・修正した。   |
| 第6章第3節<br>第2噴火警報等の<br>伝達<br>(P273,274)   | 「吾妻山の噴火警戒レベル表」「磐梯山の噴火警戒レベル表」について、気象庁の噴火警戒レベル表に合わせて修正。 | レベルごとのキーワードや住民・登山者等への対応について、気象庁の噴火警戒レベル表と表記が異なる部分があることから、気象庁の表記に合わせて修正した。                                       |
| 第6章第3節<br>第2噴火警報等の<br>伝達<br>(P275)       | 「1 噴火警報等の種類（6）降灰予報」について、文言を削除・修正。                     | 福島地方気象台の助言により、降灰予報に関する文言を削除・修正した。   |
| 第6章第3節<br>第4避難対策「磐梯山」<br>(P279,280)      | 「1 避難勧告等」について、噴火警戒レベルごとの避難対策を福島県防災計画の記載内容に合わせて修正。     | 磐梯山における避難対策について、福島県地域防災計画と記載内容が異なる部分があることから、同計画に合わせて修正した。   |

| 修正箇所                                    | 修正内容                                  | 修正理由  |
|---|---------------------------------------|---|
| 第6章第3節<br>第4避難対策「磐梯山」<br><br>(P280,281) | 「1 避難の指示等(3)及び(4)」について、避難情報に関する文言を修正。 | 避難勧告の文言は使用しないため、該当箇所の文言を修正。また、噴火警報レベル4及び5に相当する噴火警報の内容についても、福島地方気象台の助言により修正した。 |
| 第6章第3節<br>第4避難対策「磐梯山」<br><br>(P281)     | 「1 避難の指示等(8)特定地域の選定」について、文字を修正。       | 当該箇所の表の影響を受ける火山現象について、「火砕サージ」の文字が誤っていたことから修正した。                               |
| 第3章第1節<br>第1活動体制等<br><br>(P77～93 ほか)    | 災害対策本部の組織編制や事務分掌等について、現在の役場組織に基づき修正。  | 令和6年4月に役場組織が変更となったため、災害対策本部の組織編制等について修正した。また、地域防災計画の各業務の担当課についても修正した。         |